



2017年3月9日

音楽教育を守る会
代表 三木 渡 様

一般社団法人日本音楽著作権協会
常務理事 大橋 健三



冠省

2017年2月23日に受理した貴会からの書面において、報道された当協会の主張について質問する、としてお尋ねいただいた件につき、当協会の徴収業務を所掌する業務本部を統括する当職より貴会に対し、以下のとおりご質問とご回答をさせていただきます。

1. 音楽教育を守る会についてのご質問

当協会は、現在、ピアノや電子オルガンなどの楽器教室から著作権使用料を徴収することについて、楽器教室の事業者の方々に「音楽教室における演奏等」として使用料規程案をお示しして、著作権等管理事業法に基づく意見聴取を行っている最中です。

貴会は、「当会は、音楽教室事業者、ピアノを中心とする音楽指導者の団体で構成され、貴協会が進める音楽教室からの演奏使用料徴収に対応することを目的として活動している団体です。」と自己紹介されています。貴会が著作権等管理事業法第13条第2項にいう利用者又はその団体に当たるのであれば、当協会としては、貴会のご意見をうかがい、「音楽教室における演奏等」に関する使用料規程案について貴会と協議させていただきたい、と考えています。

ついては、貴会に関し、以下の各点を2017年3月31日までに書面にてご回答ください。

- (1) 貴会は、一般に「権利能力なき社団」として性格付けられる団体なのでしょうか。社団の実体を有することを示す定款等があるのであれば、開示してください。
- (2) 貴会と貴会の構成員との関係を説明してください。会則等を定めているのであれば、開示してください。
- (3) 貴会の構成員を明らかにしてください。名簿等があるのであれば、開示してください。

2. 音楽大学や音楽専門学校での演奏権の考え方についてのご回答

貴会の書面では、「2月2日の新春記者懇親会にて浅石理事長は『音楽大学、専門学校からの演奏使用料の徴収は当分の間は保留する』と発言されました。」とありますが、当協会が2月2日に開催した新年記者懇談会で、当協会の理事長が上記のような発言をした事実はありません。貴会が書面で引用された上記報道の出典を明らかにしてください。

当協会の役員の見解が変遷した事実はなく、貴会のお尋ねは、事実でないことを前提とするものです。

なお、学校の授業における音楽の演奏利用に対する当協会の考えは、「楽器教室における演奏等の管理開始について」として、2月27日に当協会のH.P.で公開したQ7に対する回答のとおりです。

3. 「音楽教室は楽器販売のための販促ビジネスモデル」という発言についてのご回答

貴会の書面では、「2月2日の新春記者懇親会にて浅石理事長は『大手楽器メーカーにとって、音楽教室は楽器を売るためのビジネスモデルにもなっている』と発言されました。」とありますが、当協会が2月2日に開催した新年記者懇談会で、当協会の理事長が上記のような発言をした事実はありません。貴会が書面で引用された上記報道の出典を明らかにしてください。

もともと、当協会は、楽器メーカーが行う音楽教室事業にそのような側面があることは事実である、と承知しています。

このたびの楽器教室からの使用料徴収開始について、一部マスコミやSNS等では、事実と異なる情報が広がっており、その結果、上記のとおり、貴会も誤った情報に基づいて当協会にお尋ねいただいたものと推測しております。

当協会といたしましては、静かな環境の中で事業者の方々と誠心誠意、向き合っていきたいと考えており、これからも事業者の方々と真摯に協議を進めて、理解をいただく努力を続けていく所存です。

草々